

「特定技能」に係る在留諸申請に関する提出書類一覧表

<別紙2>

項番	提出書類	様式番号	特記事項	特定技能1号			特定技能2号		
				在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新	在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新
1	・在留資格認定証明書交付申請書 ・在留資格変更許可申請書 ・在留期間更新許可申請書 *いずれかを使用すること。	(省令様式) 別記第6号の3様式 別記第30号様式 別記第30号の2様式	・申請人の写真(縦4cm×横3cm)の裏面に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。						
2	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式 第1-4号				(注1)			(注1)
3	特定技能雇用契約書の写し	参考様式 第1-5号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要			(注1)			(注1)
4	雇用条件書の写し	参考様式 第1-6号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要			(注1)			(注1)
5	事前ガイダンスの確認書	参考様式 第1-7号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要			/	/	/	/
6	支払費用の同意書及び費用明細書	参考様式 第1-8号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要			/	/	/	/
7	徴収費用の説明書	参考様式 第1-9号				/	/	/	/
8	特定技能外国人の履歴書	参考様式 第1-1号				/	/	/	/
9	分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要(特定技能1号のみ)			/	/	/	/
10	分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要(特定技能1号のみ)			/	/	/	/
11	分野別運用方針に定める日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者として日本語試験の免除を受ける場合には提出は不要			/	/	/	/
12	技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料	-	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格している場合に提出が必要			/	/	/	/
13	技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号	・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要			/	/	/	/
14	健康診断個人票	参考様式 第1-3号	・日本に在留中の場合は日本国内で受診したものの提出が必要 ・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受診項目が記載されたものに限る。			/	/	/	/
15	通算在留期間に係る誓約書	参考様式 第1-24号	・「特定技能1号」の通算在留期間が4年を超えた後の申請において提出が必要			/	/	/	/
16	技能移転に係る申告書	参考様式 第1-10号	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要			/	/	/	/
17	直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書	-	・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提出が必要 ・申請人のものが必要		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)
18	給与所得の源泉徴収票	-	・項番17番の住民税の課税証明書と同一年分のものの提出が必要 ・申請人のものが必要		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)
19	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書(その3)	-	・確定申告をした場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)
20	・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用がある旨の記載がある納税証明書 *項番19の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみを納税証明書(その1)	-	・申請人が項番19の税目について換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けている場合に提出が必要 ・申請人のものが必要		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)

「特定技能」に係る在留諸申請に関する提出書類一覧表

<別紙2>

項番	提出書類	様式番号	特記事項	特定技能1号			特定技能2号		
				在留資格 認定	在留資格 変更	在留期間 更新	在留資格 認定	在留資格 変更	在留期間 更新
49	国民健康保険証の写し	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
50	国民健康保険料（税）納付証明書	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)
51	・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し *いずれかを提出	-	・特定技能所属機関が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)
52	被保険者記録照会回答票	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
53	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付） *いずれかを提出 *国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	-	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)
54	税目を源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税とする納税証明書 * 税務署発行の納税証明書（その3）	-	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
55	・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 * 項番54の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみを納税証明書（その1）	-	・特定技能所属機関が法人である場合で、項番54の税目について換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けているときに提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
56	（地方税） 税目を法人住民税とする納税証明書 * 市町村発行の納税証明書	-	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
57	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	-	特定技能所属機関が法人である場合で、地方税について納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
58	税目を源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税とする納税証明書 * 税務署発行の納税証明書（その3）	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
59	・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 * 項番58の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額のみを納税証明書（その1）	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で、項番58の税目について換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けているときに提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
60	（地方税） 税目を個人住民税とする納税証明書 * 市町村発行の納税証明書	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
61	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	-	・特定技能所属機関が個人事業主である場合で、地方税について納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていないときに提出が必要	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)
62	1号特定技能外国人支援計画書	参考様式 第1-17号							
63	支援委託契約書の写し	参考様式 第1-18号	・1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ提出が必要						
64	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式 第1-19号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	(注2)	(注2)				

「特定技能」に係る在留諸申請に関する提出書類一覧表

<別紙2>

項番	提出書類	様式番号	特記事項	特定技能1号			特定技能2号		
				在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新	在留資格認定	在留資格変更	在留期間更新
65	支援責任者の履歴書	参考様式第1-20号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	(注2)	(注2)	/	/	/	/
66	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-21号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	(注2)	(注2)	/	/	/	/
67	支援担当者の履歴書	参考様式第1-22号	・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要	(注2)	(注2)	/	/	/	/
68	特定技能所属機関の四季報又は主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書の写し	-	・その他の実績を証明する場合のみ			/	/	/	/
69	特定技能所属機関の直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し	-	・その他の実績を証明する場合のみ	(注3)	(注3)	/	/	/	/
70	特定技能外国人受入れに関する運用要領(別冊(分野別))に記載された確認対象の書類(誓約書等)	-							

* 原本の提出が求められるものについては、発行(作成)後3か月以内のものに限る。

(注1) 申請人に係る過去1年以内の在留諸申請(在留資格認定証明書交付申請, 在留資格変更許可申請, 在留期間更新許可申請)において提出済み(内容に変更がない場合に限る。)の場合に省略できるもの。

(注2) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請(在留資格認定証明書交付申請, 在留資格変更許可申請, 在留期間更新許可申請)において提出済み(内容に変更がない場合に限る。)の場合に省略できるもの。

(注3) 受け入れている任意の外国人に係る在留諸申請において同一年度のものを提出済み(内容に変更がない場合に限る。)の場合に省略できるもの。

(注4) 申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後, 最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。

(注5) 受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請(在留資格認定証明書交付申請, 在留資格変更許可申請, 在留期間更新許可申請)において提出済みの場合に省略できるもの。

(注6) 初めて受け入れる場合の在留諸申請(在留資格認定証明書交付申請, 在留資格変更許可申請, 在留期間更新許可申請)のみに提出が必要なもの。